

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

平成 25 年度 臨時評議員会議事録要旨

1. 開催日時 平成 26 年 3 月 28 日（金）13 時 30 分～15 時 00 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 評議員現在数及び定足数
総数 15 名、定足数 8 名
4. 出席評議員数 12 名
（出席）橋本賢次郎、白神俊典、末木一夫、宗林さおり、鶴田康則、成松義文、
笛木弘治、堀 悟郎、松井睦子、松田 朗、森田邦雄、若尾修司
（欠席）徳山陽慈、馬場良雄、綿谷直人
（監事出席）松田紘一郎
（出席理事）下田智久、加藤 博
5. 議 案 第 1 号議案 定款変更に関する件
第 2 号議案 役員候補選出委員の選任に関する件
報告事項
 - ・平成 26 年度事業計画及び収支予算
 - ・機能性表示の動向
6. 会議の概要
 - (1) 定足数の確認等
定足数の充足を確認後、本会議の議事進行について説明。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果等
 - ①議長が、定足数を満たしているので会議が成立することを確認して開会を宣言し議事録署名人として、定款第 27 条第 2 項に基づき、橋本評議員、白神評議員の 2 名が指名された。
 - ②第 1 号議案 定款変更に関する件について
事務局長より第 1 号議案定款変更に関する件について資料に基づき説明があった。説明によると、現在の基本財産は、定款第 8 条 1 項の別表第 1 に掲げるものとし、第 2 項でこれを処分するときは評議員会及び理事会の承認を要することになっている。これを第 8 条 1 項で基本財産は理事会で定めるものとし、新たに 3 項を設けて、既に昨年の通常理事会で承認をもらっている資金運用規程を定款に明確に位置付け、別表第 1 を削除しようとするものである。
本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、第 1 号議案定款変更に関する件について原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

③第 2 号議案 役員候補選出委員の選任に関する件

事務局長より第 2 号議案役員候補選出委員の選任に関する件について資料に基づき説明があった。

説明によると、現在の役員候補選出委員の任期は平成 26 年 3 月 4 日までとなっており、改めて委員を選任してもらうものである。委員は役員候補選出委員会規則第 3 条で、評議員会議長、さらに評議員の中から 1 名、外部委員 2 名、事務局員 1 名の計 5 名となっており、提出案は現行委員の再任となっている。

本案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、第 2 号議案役員候補選出委員の選任に関する件について原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

④報告事項

事務局長から「平成 26 年度事業計画及び収支予算」について資料に基づき報告した。

報告の後、議長が意見を求めたところ、次の質問があった。

(質疑内容)

評議員： 公益事業収入で、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業となっているが、この内容はどのようなものか。

事務局長： 公 1 は健康食品の認証事業等に係るもの、公 2 は特定保健用食品の申請や講習会等に係るもの、公 3 は食品保健指導士の養成等に係るもの。

引続き、学術情報部長から「機能性表示の動向」について報告した。

報告の後、議長が意見を求めたところ、次の質問があった。

議長： 今の規制改革の流れに協会がどのように乗るか、また協会以外に認証機関が出てくるかということだと思う。

理事長： 閣議決定以降いろいろな意見が出ているが、協会としては業界の意見を踏まえながら、協会として出来る範囲内の制度設計のたたき台として提示している。これは唯一無二のものではなくいろいろな考え方があると思うが、今のところ他にたたき台を出しているところは協会以外にはない。協会の案を実行するとするならば、すぐに取組めるようにと、例えば品質規格というところでは、現在 16 品目の評価が終わっており、品質規格がまだ無いものは先生方にお願ひ作っているところである。第三者認証という言葉の評判が良くないが、現在でも GMP は第三者認証を行っており、このような仕組みを機能性表示に取り入れるとすると、資料図のような仕組みになるのではないかとということで作ったたたき台である。まだまだ、紆余曲折があると思うが今後の評議員会で進捗状況を報告させてもらいたいと思う。

議長： 実施するとなると様々な影響が出てくると思う。評議員の方々から意見

をいただきたい。

評議員： 機能性の表示をするにあたり、一定の品質が継続的に確保されていないとバラつきが出ると思う。表示を認証するためにはGMPに合致しているということが条件になるのか。

理事長： 消費者庁の検討会で議論されてきたが、そこではGMPに限らず、HACCP等いろいろな制度の取組状況を情報開示することとされている。いずれにしても何らかの表示をする場合は、安全性が第一で、次に何らかの機能性ということになるが、それをどこかの機関で決めていかなければならない。決める機関は国やその他の機関ということになるのであるだろうが、協会としてはたたき台として学会等を中心とした専門家の委員会で機能性の部分を検討するというところでやっている。

評議員： 認証機関の表の左に品質規格と機能性成分とあり右に表示広告という部分があるがそれはどういうことか。

事務局長： 機能性成分が入っているということと併せて、表示広告をする場合は、言葉のある程度一定にする必要があるのではないかとということで表現の仕方を確認するセクションとして入れてある。

評議員： 栄養機能のように文言が決まるということか。

事務局長： まだ決まっていない。

議長： 規制改革でいいようではあるが、この制度をきちんと行ってしまうと中小の健康食品メーカーはどうなるのか。

学術情報部長： 既に発表されている論文等で認証を受けられる後ろ盾をするのが認証機関の役目と思っている。中小の企業の方々にも無理のない費用で機能性が謳える制度だと考えている。

評議員： 認証を受けたメリットがないと各企業は申請しないのではないか。

学術情報部長： 新しい制度なので安心できる体制でリスクを回避しながら実施していくために協会の後ろ盾が必要ではないかと考えている。

議長： 当初、この協会が出来た目的は、世の中に紛らわしい健康食品が出回るようになり、そこでこの協会を作り企業に会員となってもらい会員は悪いことはしないという位置づけにした。その精神を生かしてもらいたい。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時00分、議長は閉会を宣言し、解散した。